

# 新水道料金表

新水道料金は、下表の基本料金、水量料金に定めるところにより算定した額の合計額に、消費税等（5%）を加えた額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

基本料金		水量料金	
口径	金額（1か月当たり）	使用水量	1m <sup>3</sup> 当たりの金額（1か月当たり）
13mm	910円	10m <sup>3</sup> まで	60円
20mm	1,280円	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	120円
25mm	4,900円	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	180円
30mm	8,400円	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	220円
40mm	16,320円	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	240円
50mm	29,150円	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	260円
75mm以上	77,000円	500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	270円
		1,000m <sup>3</sup> を超えた分	280円

## 新水道料金計算例

6月検針分の使用水量が43m<sup>3</sup>、口径が20mmの場合の水道料金の計算は次のようになります。

◎各月の使用水量 ・ 5月分 =  $43 \times 1/2 = 21\text{m}^3$  ※1m<sup>3</sup>未満切捨て  
 ・ 4月分 =  $43 - 21 = 22\text{m}^3$   
 (検針水量) (5月分)

※検針は2か月ごとですが、各月ごとに料金を精算するため、使用水量を算出します。

### ◎各月の水道料金

4月分（使用水量22m <sup>3</sup> ）			5月分（使用水量21m <sup>3</sup> ）		
	基本料金	1,280円		基本料金	1,280円
水量 料金	10m <sup>3</sup> ×60円	600円	水量 料金	10m <sup>3</sup> ×60円	600円
	10m <sup>3</sup> ×120円	1,200円		10m <sup>3</sup> ×120円	1,200円
	2m <sup>3</sup> ×180円	360円		1m <sup>3</sup> ×180円	180円
	小計	3,440円		小計	3,260円
	消費税等（5%）	172円		消費税等（5%）	163円
	4月分 水道料金	3,612円		5月分 水道料金	3,423円

◎4月分 3,612円 + 5月分 3,423円 = **6月検針分水道料金 7,035円**

## 現在の水道料金との比較

概ね3人世帯の一般家庭（口径13mm・口径20mm）で2か月間で48m<sup>3</sup>使用した場合は次のようになります。  
 (単位：円)

口径13mm料金（税込）								
新水道料金	久喜地区	比較	菖蒲地区	比較	栗橋地区	比較	鷺宮地区	比較
7,202	6,762	440	6,843	359	8,022	△820	7,412	△210

(単位：円)

口径20mm料金（税込）								
新水道料金	久喜地区	比較	菖蒲地区	比較	栗橋地区	比較	鷺宮地区	比較
7,980	7,434	546	7,240	740	8,022	△42	7,412	568

※栗橋地区は用途「一般・病院」の料金。

## 新水道加入金一覧表

新水道加入金の額は、下表に定める額に、消費税等（5%）を加えた額とします。

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	13万円	35万円	60万円	93万円	188万円	322万円	869万円	1,783万円